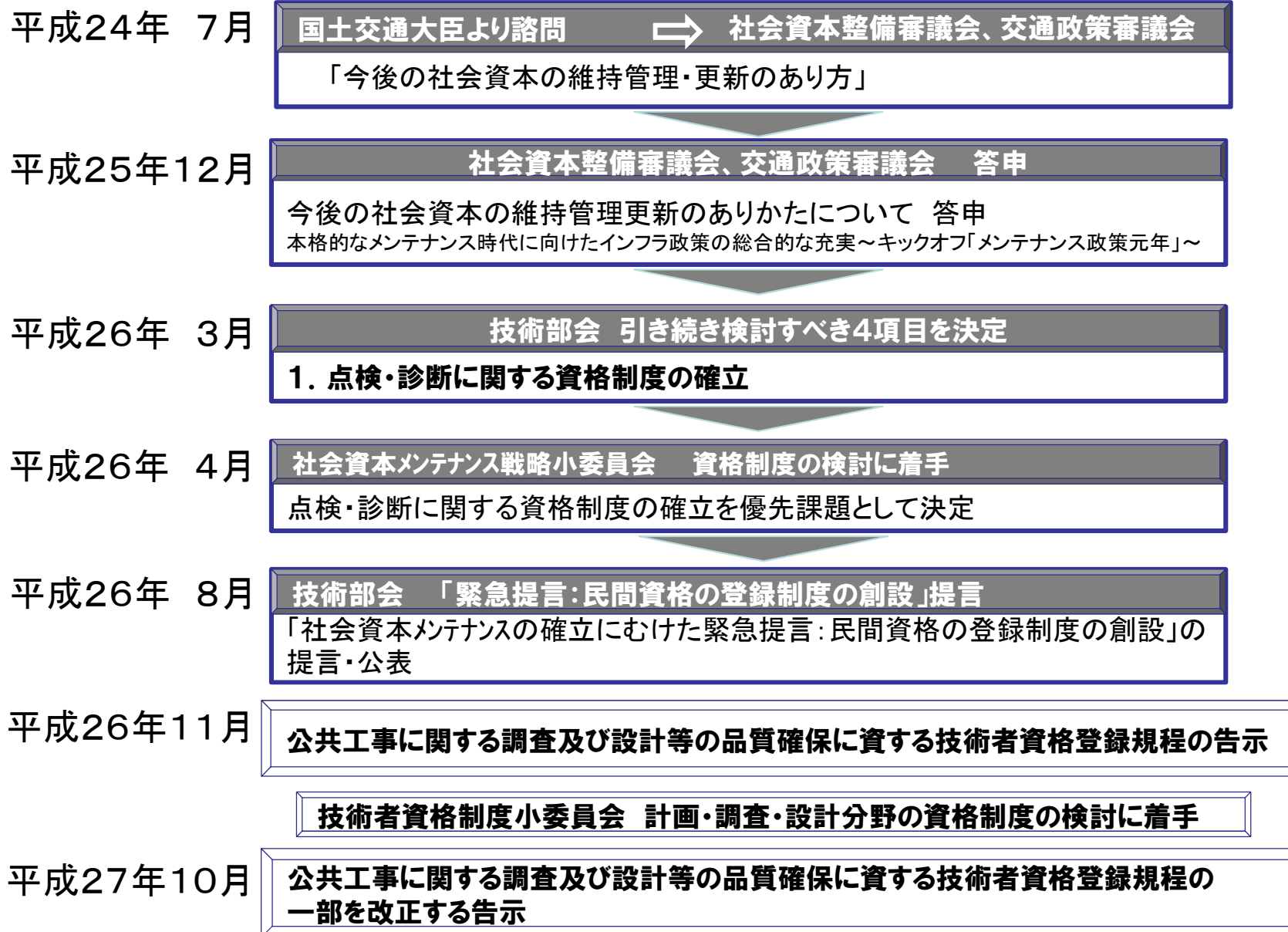


技術者資格登録制度について

国土交通省 航空局

平成28年 3月



※1 社会資本整備審議会・交通政策審議会
「今後の社会資本の維持管理・更新のあり方について 答申」(H25,12月)

第4章2. (7)

施設の点検・診断、評価、設計及び修繕等を適切に評価するための技術者・技能者の育成・支援、資格制度の確立

業務委託先企業においては、点検・診断作業を確実に実施し、点検・診断、設計及び修繕等の業務を適切に履行できる技術者・技能者の育成が重要であり、そのための資格制度の確立・活用を図るべきである。具体的には、以下の取組を行うべきである。

《資格制度に係る提言》

- ・点検や診断に関する資格制度の確立を図る。
- ・現在、様々な民間及び大学機関において、維持管理に関する研修・資格認定が行われているが、これら民間資格の活用あるいは新たに必要な資格について検討を行う。
- ・加えて、例えば、これらの資格を公的に評価する機関を設置し、当該機関により認められた資格の取得者にこれらの業務を履行させることを推進するなど、点検や診断に関する資格に対して、一定の水準の確保とその活用のあり方について検討する。

インフラの急速な老朽化

<改正品確法>第24条第3項

公共工事に関する調査及び設計に関し、その業務の内容に応じて必要な知識又は技術を有する者の能力がその者の有する資格等により適切に評価され、十分な活用が図られるよう、(中略)資格等の評価の在り方等について検討を加え(略)

<インフラ長寿命化行動計画>体制の構築

維持管理・更新に必要な技術力を確保するために資格制度の充実を図る。

<緊急提言>維持管理分野以外の業務範囲への展開等

- 調査、計画、設計と維持管理分野は、表裏一体の関係にあり、密接に関連。
 - ・維持管理を適切に実施していくためには、どのような設計に基づいて建設されてきたか
 - ・新設にあたっては、建設後、どのように機能維持されるか
- 技術者の高齢化と経験豊富な技術者の急激な減少による担い手の確保とともに、その質の確保が喫緊の課題

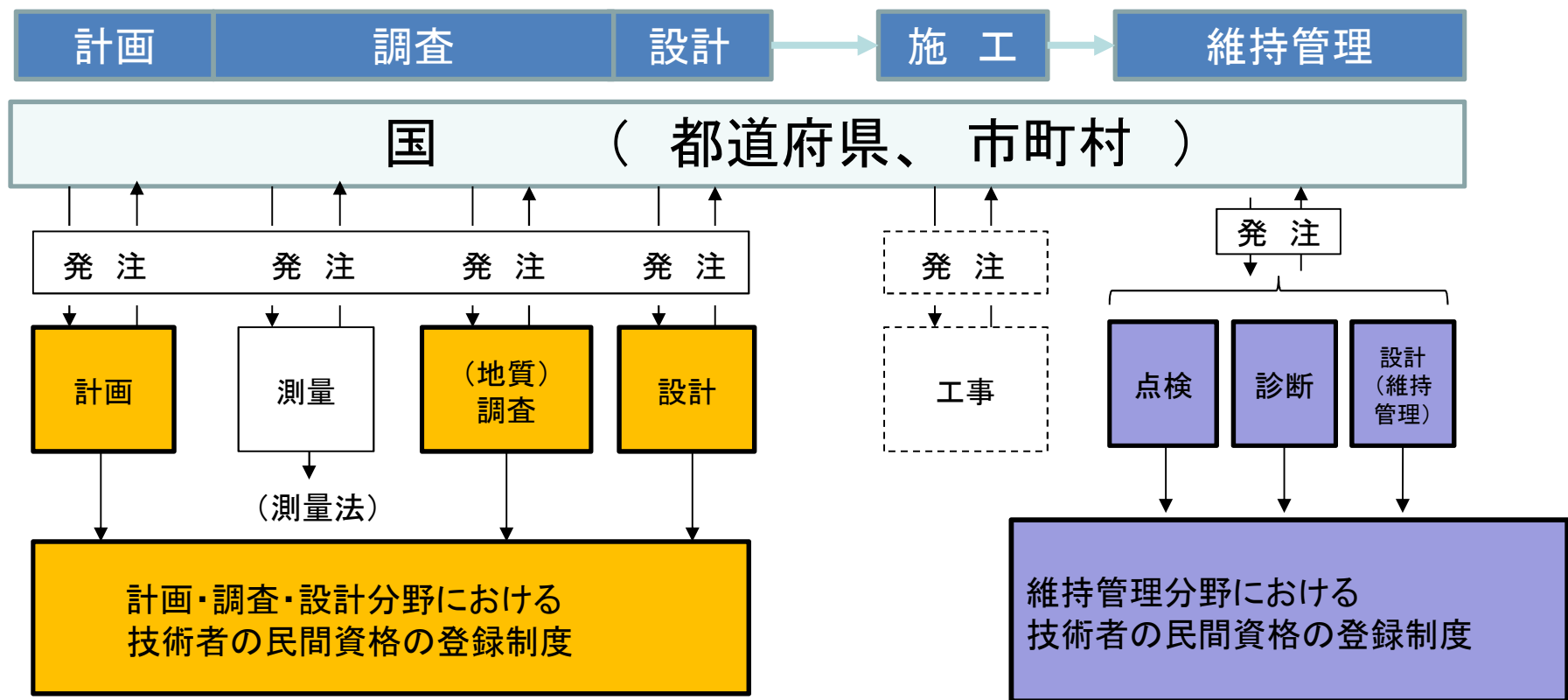
<国及び地方公共団体の業務の現状と課題>

- インフラの急速な老朽化により、必要となる業務の多くが外部委託。
- 外部委託において必要な能力を有する技術者を適切に配置できないと、品質の低下を招くおそれ。

業務を適切に実施(品質の確保)していくためには、民間資格を適切に評価する仕組みを構築・活用し、所要の知識・技術を有する者を確保する必要。

- 施設等の対象：国土交通省所管の社会資本分野。
- 業務の対象：工事完成後の点検、診断等に加え、計画、調査、設計分野も対象（測量を除く）。

（概念図）



主旨

社会資本のメンテナンスに関する民間資格の登録制度の創設について、速やかに講じるべき措置の内容及び今後の検討課題を緊急提言としてとりまとめたもの。

登録規定に採用した主な事項※(緊急提言より抜粋)

3. 資格制度の対象とする施設等

- (1) 対象施設
 - ・当面検討を急ぐ所管施設から検討を進め段階的に拡充を図る。
- (2) 対象業務
 - ・維持管理に関する一連の業務(点検、診断、補修設計等)において、民間事業者に外注を行っている業務で、当面検討を急ぐものから検討を進め、段階的に充実を図る。
- (3) 対象業務の技術水準
 - ・一般的な施設の点検・診断等の業務の実施にあたり、通常必要とする技術水準を検討の対象とする。
- (4) 対象技術者のレベルに応じた評価
 - ・技術者(管理技術者、担当技術者)のレベルに応じた知識・技術の明確化。

4. 民間資格の登録要件等

- (1) 民間資格の登録要件の設定等
 - ① 登録区分は標準的な発注業務単位を勘案する
 - ② 一定の登録期限(概ね5年程度)を設ける
 - ③ 登録にあたっての確認事項
 - ・団体の運営管理体制
 - ・資格試験等の運営・審査体制
 - ・資格付与試験等で求める技術的事項
 - ・資格取得者の管理体制
 - ・資格取得後の更新規定
 - ・資格の消除規定
- (2) 民間資格の登録後の運用
 - ① 申請内容に変更が生じた場合の報告の聴取
 - ② 資格の運営状況を定期的に把握
 - ③ 登録要件を満たさなくなった場合等における登録の取消

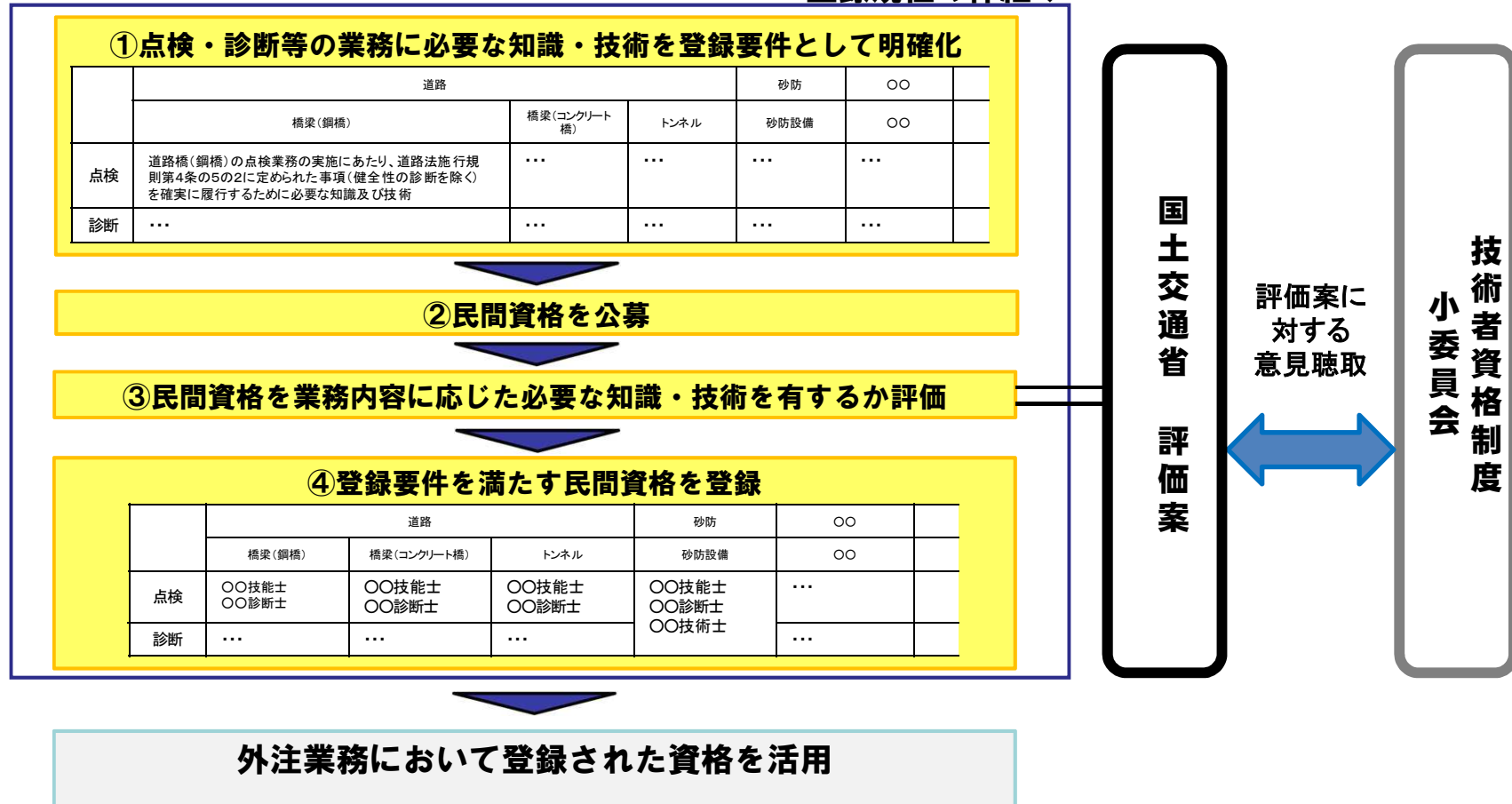
5. 民間資格の評価・登録のプロセス

- (1) 登録要件並びに点検・診断等に必要な知識・技術の明確化
- (2) 民間資格を対外的に広く募集(公募)
- (3) 第三者の意見を踏まえた民間資格の評価・登録
- (4) 登録資格を広く周知(公示)
- (5) 登録された民間資格の積極的な活用

国土交通省が業務内容に応じて必要となる知識・技術を登録要件として明確化し、登録要件等に適合すると評価された既存の民間資格を登録する登録規程を国土交通大臣が告示。

<民間資格の登録等のプロセス>

登録規程の枠組み



「公共工事に関する調査及び設計等の品質確保に資する技術者資格登録規程」の概要②

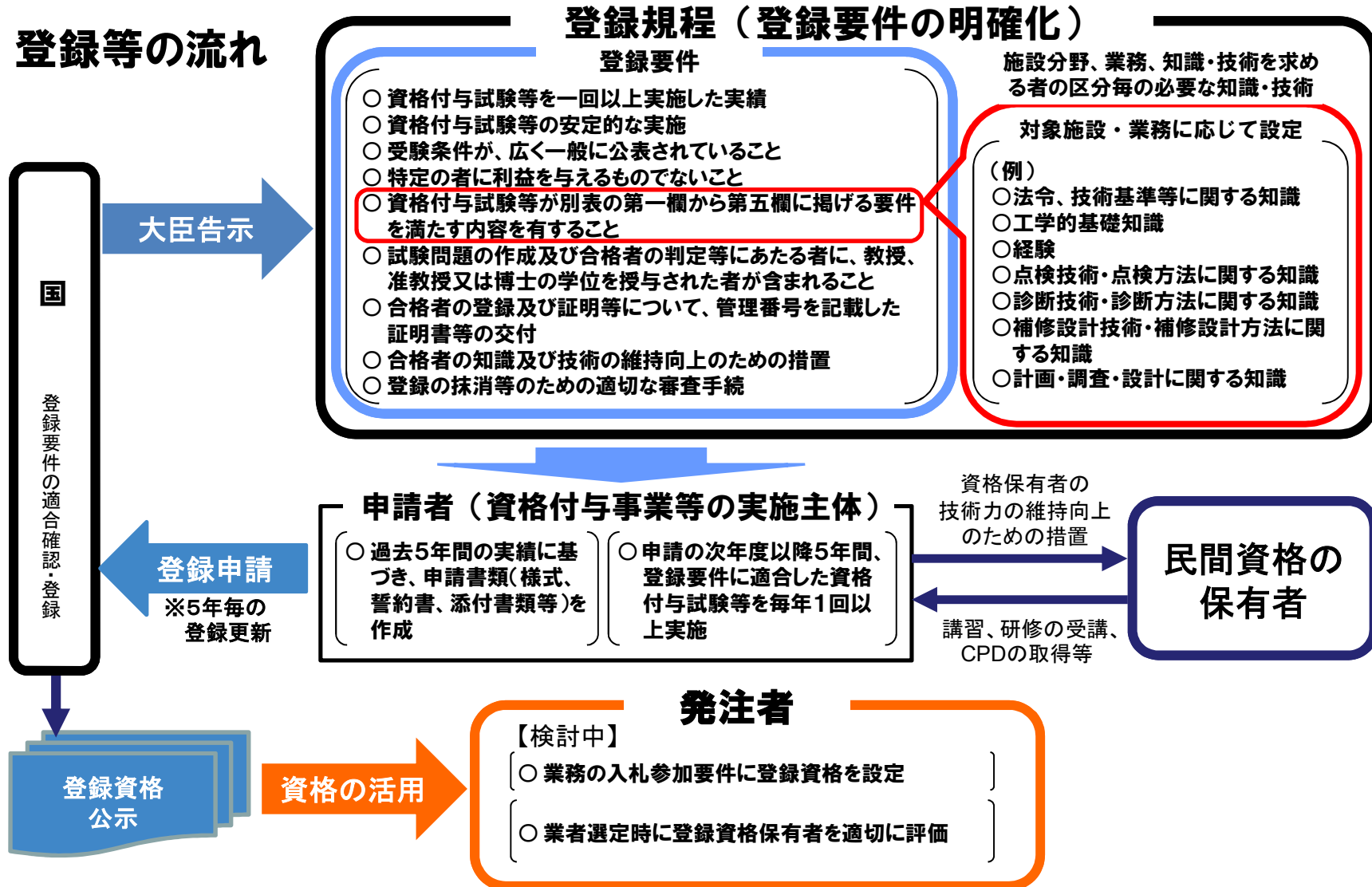
平成26年度から運用している「点検・診断等業務」の対象施設を拡大するとともに、新たに「計画・調査・設計業務」を本制度の対象に加えることとし、技術者資格登録規程の一部を改正(平成27年10月16日)し、公募を行った。

【申請期間】

平成27年10月19日(月)～平成27年12月11日(金)

施設分野等	業務	知識・技術を求める者	必要な知識・技術	確認すべき資格付与試験等の要件
空港施設	点検・診断等業務	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの点検・診断業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法規等に加え、的確な点検・診断手法により、異常の程度を適切に評価するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること
				空港舗装の点検技術、点検方法等に関する知識を有することを確認するものであること
				航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること
				点検・診断に関しての実務経験を有することを確認するものであること
	設計(維持管理)	業務の管理及び統括等を行う者 (管理技術者)	滑走路、誘導路及びエプロンの修繕・更新設計業務の実施にあたり、施設の管理における保安上の基準に関する法令等に加え、設計条件を整理し、的確に設計へ反映するために必要な知識及び技術に加え、業務の管理及び統括を行う能力	空港の設置基準に関する法令及び空港の舗装補修等の基準に関する知識を有することを確認するものであること
				航空機の特性及び舗装材料等に関する基礎知識を有することを確認するものであること 舗装の修繕・更新に関する設計条件を整理し、的確に設計へ反映する能力を有することを確認するものであること 修繕・更新設計に関しての実務経験を有することを確認するものであること
計画・調査・設計業務	計画・調査・設計	業務の管理及び統括等を行う者(管理技術者)・業務の技術上の照査を行う者(照査技術者)	空港土木施設の計画・調査・設計業務を確実に履行するために必要な知識及び技術に加え、これらの業務の管理及び統括を行う能力	空港土木施設に係る法令に関する知識を有することを確認するものであること 空港土木施設の計画・調査・設計に関する専門的知識を有することを確認するものであること 空港土木施設の計画・調査又は設計業務に関しての実務経験を有することを確認するものであること

登録等の流れ



技術者資格登録(平成28年2月24日)

資格の名称	空港土木施設点検評価技士	RCCM(港湾及び空港)
資格が対象とする区分		
施設分野	空港施設	空港
業務	点検・診断	計画・調査・設計
知識・技術を求める者	管理技術者	管理技術者・照査技術者
資格付与事業又は事務を行う者	一般財団法人 港湾空港総合技術センター	一般社団法人 建設コンサルタンツ協会